

令和 5 年度～令和 6 年度

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区

煙山ダム網場設置工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区煙山ダム網場設置工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区の事業計画に基づき、煙山ダム網場設備の製作据付を行うものである。

2. 工事場所

岩手県紫波郡矢巾町煙山地内

3. 工事概要

本工事は、煙山ダム網場の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 網場設備

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1) 網場 | 1 基（支点間距離 L=501.0m、網場全長 L=531.0m） |
| 2) 通船ゲート | 1 基（乗越式、通船有効幅 3.5m 程度、有効水深 1.5m 程度） |

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送及び据付までの一切とする。
- (2) 次に示すものは、本工事の施工対象外とする。
なお、関連工事にて施工予定である。
 - 1) アンカーブロック
 - 2) 流木伐採工

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には、雨天休日等を13日見込んでいる。
なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日である。

2. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者

の設置を要しない。

- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 286 日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2 と併せて、休日確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 6 年 5 月 31 日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. 工事情報実績システム（CORINS）の登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

5. 工程制限

(1) 貯水位低下開始時期

貯水位低下開始時期は、各年度の 9 月 1 日を予定している。

(2) ダム流入水貯留開始時期

流入水の貯留開始時期は、各年度の 3 月 1 日を予定している。

作業時水位は EL 193.0m 以上を予定している。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する予定である。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. クレーン作業ヤード

25t ラフテレーンクレーンの作業ヤードは堤体左岸上流の駐車場とする。

2. 第三者に対する措置

（1）保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。この場合は、契約変更の対象とする。

（2）その他

第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

4. 関連工事等

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工事名	施工時期（予定）
煙山ダム貯水池堆砂除去工事	令和4年5月19日～令和6年6月28日
煙山ダム取水設備改修工事	令和4年11月22日～令和6年3月8日
煙山ダム放流施設他補修工事（仮称）	令和5年8月～令和6年3月

5. その他

網場設備は、堤体左岸上流の駐車場からラフテレーンクレーン（25t 吊り）により作業船を湖面に配置し、牽引・据付することで計画しているが、現場状況等により困難な場合は、監督職員と協議するものとする。また、善良な駐車場使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から15日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 指定仮設

(1) 除雪工

除雪は見込んでいないが、現場状況により除雪が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法）を監督職員に報告するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、監督職員が別途指示するものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において、関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名 令和2年度 国営施設応急対策事業雫石川沿岸地区
煙山ダム網場実施設計業務報告書

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 東北農政局北上土地改良調査管理事務所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 設計

1. 一般事項

(1) 本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

(3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。

- (4) 運転が確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設備仕様

(1) 設計条件

- | | |
|---------|------------|
| 1) 設計風速 | 30m/s |
| 2) 設計流速 | 0.500m/s |
| 3) 設計水位 | |
| 設計洪水位 | EL 198.60m |
| 最低水位 | EL 187.10m |

(2) 網場設備

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1) 数量 | |
| 網場 | 1 基 |
| 2) 支点間距離 | 501.0m |
| 3) 網場全長 | 531.0m |
| ①網場部 | 525.0m |
| ②通船ゲート部 | 6.0m (参考) |
| 通船有効幅 | 3.5m |
| 4) 固定方式 | 両端を左右岸のアンカーブロックに取り付け連結した横断方式 |
| 5) メインロープ | |
| ①使用本数 | 2 本 |
| ②綱径 | φ 40mm |
| ③安全率 | 3.0 以上 |
| 6) フロートピッチ | 2.5m程度 |
| 7) ネット | |
| ①ネット全高 | 2.0m |
| ア) 水面下 | 1.5m程度 |
| イ) 水面上 | 0.5m程度 |
| ②網目寸法 | 50mm×50mm |
| ③綱径 | φ 4mm (W 無結節網) 程度 |

(3) 通船ゲート設備

- | | |
|---------------|---------------|
| 1) 数量 | 1 基 |
| 2) 通船有効幅×有効水深 | 3.5m程度×1.5m程度 |
| 3) 通船方式 | 乗越式 |

3. 材 料

主要材料は、JIS 規格品とし下表に示す材質と同等以上のものを使用するものとし寒冷地における実績並びに耐候性に優れたものとする。

(1) 網場設備

使用箇所	材 質	備 考
メインロープ	樹脂被覆ナイロンロープ	
フロート（外被）	高密度ポリエチレン	
フロート（内部）	発泡スチロール	
ネット（上網・下網）	ポリエチレン	
沈錘チェーン	SS400（溶融亜鉛メッキ HDZT56、9 リンク）	チェーン式 8kg/本（9.6kg/m）
結束ロープ	ポリエステル	
連結フロート（外被）	高密度ポリエチレン	
連結フロート（内被）	発泡スチロール	

(2) 通船ゲート設備

使用箇所	材 質	備 考
通船フレーム	SUS304	
通船ローラ	ウレタンゴム 塩化ビニル樹脂	
フロート（外被） （内部）	高密度ポリエチレン 発泡スチロール	

第 10 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 構造及び製作は、設計図書に示す設計条件、仕様に対して十分な性能を有し、耐久性、安全性、操作性及び保守管理を考慮したものとする。
- (2) 使用する機器、部品等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 本工事に使用する外注部品は、JIS 又はその他に関係する規格、基準に合格した機器を使用し、その構造、性能、機能については責任を持つものとする。

2. 構造及び製作の留意点

設計作業上特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 設計にあたっては、施設が必要な機能で安全を有するとともに、操作性、経済性、施工性、維持管理について考慮すること。
- (2) 施設に使用する材料・材質は、耐候性、耐水性、耐食性に優れたものを用いること。
- (3) ロープは本施設を繫留するもので、その負荷抗力を担うものであり、引張強度に対して十分な強度を有し、ずれ、汚れ、傷等がなくてはならない。また連結部の途中に継ぎ目を作らないこと。
- (4) フロートは十分な浮力を有し網の安定を図るよう配置、取り付けのものとし、流木等の衝撃及び水圧等に十分な強度を有したものとする。
- (5) 網上部は、波浪による流木、流芥の越流防止のため水面上十分な高さを確保すると共に、網の結束を必要とするものは結束ロープにより、弛み等が生じないよう堅固に固定すること。また、万が一破断された場合に於いては、それが拡大しない構造とすること。

- (6) 沈錘チェーン、網が常に安定するよう配置するものとし、離脱しないよう留意するものとする。
- (7) 結束ロープは、メインロープ、フロート、網、沈錘チェーンが一体構造となるよう結束し、風波浪、流木等の衝突により分離しないよう十分な結束力を有するものとする。またロープ末端は撚り戻りのないよう適切な処理を施すものとする。
- (8) 通船ゲートは、通船有効幅 3.5m、有効水深 1.5m とし、ゲート装置を保持するのに必要な浮力を有するフロートを設けるものとする。
- (9) 通船ゲートは SUS304 製とし、流木止めの全抗力に十分耐えられる構造とすること。
- (10) 通船ゲートに用いるフロート、網などは網場に準ずるものとする。
- (11) その他雑材料についても、十分な強度を有すると共に錆に対しても十分処理した優良品を使用するものとする。

3. 外注品

外注品は、JIS またはその他関係する規格、基準に合格した機器を使用するものとする。

第 11 章 塗装

1. 一般事項

ステンレス部については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。

第 12 章 据付

1. 輸送

- (1) 輸送に当っては、事前に輸送計画書を監督職員に提出し、十分打合せを行わなければならない。
- (2) 据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

2. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 設備の据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。
- (4) 網場及び通船ゲートの据付時期は、貯水位が高い令和 6 年 4 月～5 月を予定している。なお、ダムの貯水位が低く据付に支障がある場合は、監督職員と協議するものとする。

第 13 章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わ

なければならない。

- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引き渡しは行わないものとし、引き渡しまで善良な管理を行うものとする。

第14章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省略化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の返納

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ返納するものとする。なお、受注者は返納時にURL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報の電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第15章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 設計諸元等条件変更に係るもの
2. 関連工事との調整に係るもの
3. 不可抗力によるもの
4. 法・基準の改正に係るもの
5. 関係機関及び第三者との協議結果により変更が生じた場合
6. 工事図書に示す数量及び内容に変更が生じた場合
7. 歩掛調査・諸経費動向調査を行う場合
8. 敷鉄板の敷設が必要となった場合
9. その他本仕様書に定めのないもの

第16章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書(施)第1章 1-1-26 及び第1章 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事

現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

4. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

② VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

- ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- (4) V E提案の適否等
- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
 - 2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 7) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のV E管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) V E提案書の使用
- 発注者は、V E提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。
- (6) 責任の所在
- 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（3）建設コンサルタントの出席

上記（1）及び（2）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（4）工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。なお、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事については、下記の「承諾図書」も対象とするものとする。

（1）施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

（2）承諾図書提出段階

承諾図書提出段階には、技術提案の内容を承諾図書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

(3) 工事実施段階

施工計画書及び承諾図書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、工場又は現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(4) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

8. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－3）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙－4）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－3）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－3）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 週休 2 日による施工

(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。

なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	4 週 8 休以上	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満
現場閉所率	28.5%(8 日/28 日)以上	25% (7 日/28 日)以上 28.5%未満	21.4% (6 日/28 日)以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05

②補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

11. 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

②現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。〕

③現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

（3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%（6 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

1）真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2）工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

（3）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成出来ないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入、リース費用
- 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入、リース費用
- 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材、通信費
- 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

第17章 定めなき事項

(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2) この特別仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－ 1

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 工場製作				
(1) 網場設備				
網場	樹脂製 支点間距離 L=501.0m 網場全長 L=531.0m	式	1	
通船ゲート	乗越式 通船有効幅 3.5m程度 有効水深 1.5m程度	式	1	
2. 現場据付				
(1) 輸送費	工場製作品の運搬費	式	1	
(2) 網場設備				
網場		式	1	
通船ゲート		式	1	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別紙－ 3

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

別紙－ 4

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用 （ 運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和5年度～6年度 国営施設応急対策事業 雫石川沿岸地区 煙山ダム網場設置工事

図面番号	図面名称	枚数	備考
------	------	----	----

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	計画平面図	1	
3	網場設備 全体一般図	1	
4	網場設備 一般図	1	
5	通船ゲート 一般図	1	
合計		5	